



相楽地域における 消費生活センターの広域連携

相楽広域行政組合（木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村）

1 相楽地域の人口

令和5年5月1日現在

	人口	世帯数
木津川市	79,976人	33,140世帯
笠置町	1,140人	585世帯
和束町	3,561人	1,689世帯
精華町	36,583人	15,436世帯
南山城村	2,480人	1,203世帯
相楽地域	123,740人	52,053世帯

2 相楽地域における広域連携

- ・ 昭和26年 9月 相楽郡町村税滞納整理組合設置
- ・ 昭和44年 9月 相楽郡衛生管理組合設置
- ・ 昭和46年10月 し尿処理施設（大谷処理場）完成
- ・ 昭和47年10月 相楽地区広域市町村圏協議会設置
- ・ 昭和48年12月 相楽郡町村事務組合設置（相楽郡町村事務組合は、相楽会館の管理運営事務と町村税の滞納整理事務を取扱うことを目的としたもので、先に設置した相楽郡町村税滞納整理組合は廃止）
- ・ 昭和50年 8月 福祉センター相楽会館完成
- ・ **昭和56年 8月 相楽郡広域事務組合設置**
 - 相楽郡衛生管理組合
 - 相楽郡町村事務組合
 - 相楽地区広域市町村圏協議会を統合廃止

3 消費生活センター設置までの経過

- ・平成21年5月 第1回研究会
 - ◇消費者庁創設へ向けた動きについて
 - ◇相楽地域における消費生活相談窓口について
 - ◇現状報告及び今後の進め方について
- ・平成21年6月 第2回研究会
 - ◇他府県事例の検討
 - ・西さがみ連邦共和国消費生活センター、鈴鹿亀山消費生活センター
 - ◇共同窓口設置に係るシミュレーション
 - ・設置方法（単独・広域）
 - ・運営形態（一部事務組合・広域連合・中核団体委託・文書協定）
 - ・事業規模（相談件数・相談員数・事業費）等

- ・平成21年7月 第3回研究会
 - ◇事業内容
 - ◇所要経費等の確認
 - ◇今後のスケジュール等
- ・平成21年7月 第4回研究会
 - ◇消費生活相談窓口設置に係る調整状況について
 - ◇今後のスケジュール
 - ◇事務手続きについて
 - ◇研究会事務局：**相楽郡広域事務組合**とする。
- ・平成21年7月 平成21年第3回定例理事会（市町村長）
 - ◇設置方針決定（合意）、詳細は課長会議で検討のこと。
- ・平成21年8月 市町村議会議長連絡会議
 - 〃 第5回研究会
 - ◇消費生活センターの事業内容等の確認

- ・平成21年8月 広域圏幹事会（各市町村企画主管課長）
◇組合規約の変更、関係条例の一部改正等の協議
- ・平成21年8月 議会全員協議会
◇消費生活センターの事業内容等の説明
- ・平成21年9月 構成市町村9月定例議会
◇組合規約の変更（消費生活センターの事務を追加）
- ・平成21年10月 第6回研究会
◇消費生活センターの負担割合等について
◇今後のスケジュールについて
- ・平成21年10月 京都府知事の許可（組合規約の変更）
- ・ 〃 組合臨時議会
◇分担金条例の一部改正、一般会計補正予算

- ・平成22年1月 第7回研究会
◇開設準備の進捗状況及び巡回相談について
- ・平成22年1月 相楽会館改修工事一般競争入札
- ・平成22年2月 消費生活相談員の採用試験（面接）
◇11名応募（9名受験、3名採用）
- ・平成22年2月 備品購入業務指名競争入札
// 相楽会館改修工事完了
// 第8回研究会
◇消費生活センター設置に関する諸報告
◇開所式について
- ・平成22年3月 相楽消費生活センター開設（開所式）

4 相談業務の広域化の効果、課題

<効果>

〔住民サービスの向上〕

- ・ 専門的知識のある消費生活相談員が相談対応することによる相談体制の充実（＝小規模町村においてもセンターが設置できる）

- ・ 身近な市役所、役場では相談しにくい場合の相談が可能

〔コスト面〕

- ・ センター設置に係る費用が、単独設置に比べ、削減が可能

〔情報共有〕

- ・ 近隣市町村における相談事例を把握することによる消費者啓発へのアプローチ

< 課題 >

〔住民周知〕

- ・本組合が消費生活センターを運営していることが、圏域住民にどの程度周知されているか（＝本圏域においては、過去から他の共同処理する事務を担っているものの、新しく転入された方への周知も課題）

〔相談窓口までの距離〕

- ・東部町村においては、センターまでの距離がある。

〔構成市町村との関係〕

- ・一部事務組合において共同処理する場合、その権能は、市町村から外れ、本組合に移管されることから、市町村におけるセンター運営にかかる意識の希薄化（＝市町村担当課長会議を定期的に行い、情報共有を図っている）

5 広報・啓発・消費者教育の広域化の 効果、課題

<効果>

〔住民サービスの向上〕

- ・専門的知識のある消費生活相談員（平成30年度から教育・啓発担当相談員を任用）が対応することによる教育・啓発体制の充実（＝小規模町村においても消費者教育・啓発を受けることができる）

<課題>

〔構成市町村等との関係〕

- ・特に、消費者教育における学校へのアプローチについては、市町村消費生活行政担当課を通じて、教育委員会経由で学校へとなることから、その周知が難しい

6 見守り活動に関する本センターと構成市町村との連携

<現状>

- ・構成市町村における「消費者安全確保地域確保協議会」は設置されていないが、本センターが構成市町村の見守り対象者の会議に定期的に参加（＝事実上の見守りネットワークの構築）

<具体例>

- ・構成市町村の民生児童委員会協議会に対する参画（年1回）
- ・和束町では、平成29年度から参画（年2回～年4回）

<課題>

- ・「消費者安全確保地域確保協議会」の設置のメリットが見出せないとのことから、設置は困難

和東町における見守りネットワーク

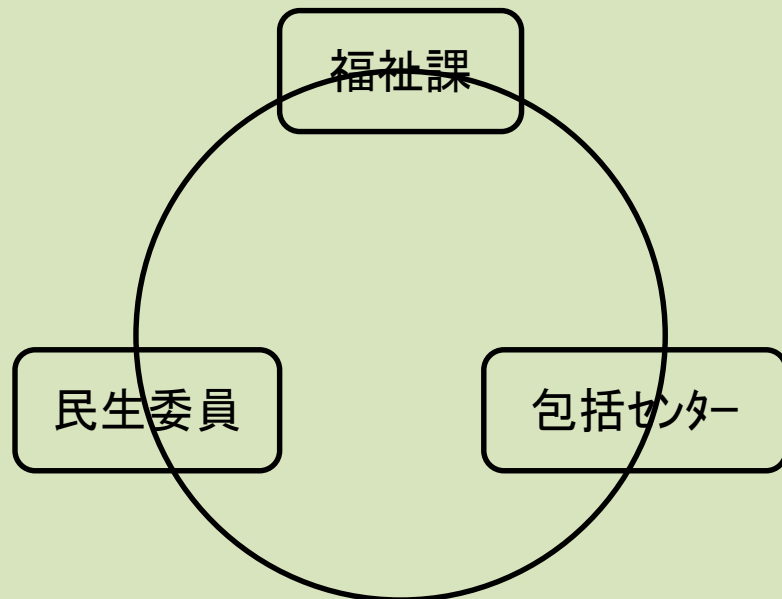
29.7.27

和東町では、民生委員・児童委員(民生委員)が、地域における見守りの中心的な役割を果たしておられ、毎月1回、地域包括支援センター(包括センター)と会合を開催されています。また、町の臨時職員(福祉課)が、高齢者世帯(独居、高齢者のみ)の見守りを独自の施策として実施されています。

このたび、相楽消費生活センター(消費生活センター)も参画させていただくこととなり、加えて、消費者行政担当課(農村振興課)及び社会福祉協議会(社協)も参画する運びとなりました。

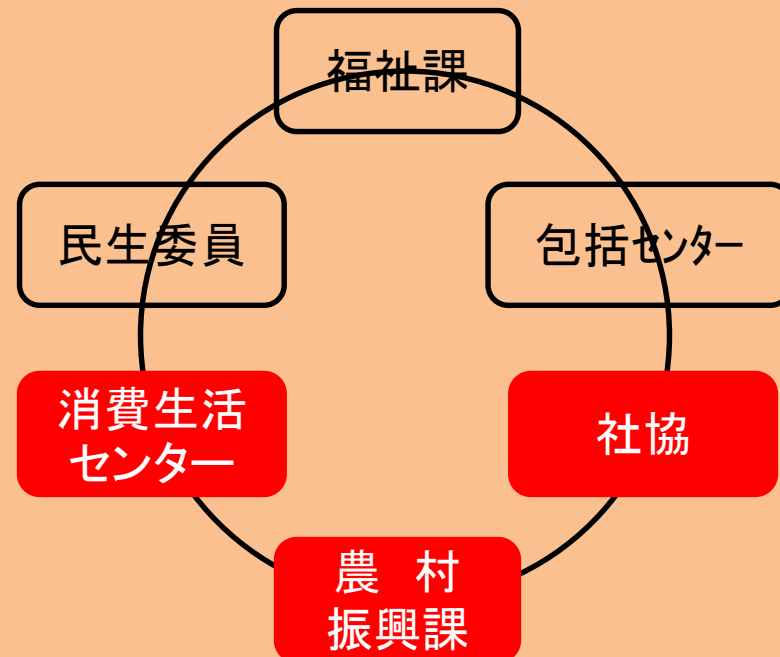
<現行>

毎月



<消費生活センター等加入後>

毎月(4・7・10・1月に消費生活センターから啓発)



7 おわりに

- ・広域連携は、消費生活行政の運営には、有益な方策です。
- ・デメリットもあるものの、メリットも多く、住民サービスの向上が大きく期待されます。（デメリットを上回るメリットを発揮するためには、構成市町村との関係では、緊密な連携、センター内部では、行政職員、消費生活相談員との緊密な連携が不可欠であり、その調整役の役割によって、効果が大きく発揮できます）
- ・府内各市町村においては、様々な行政分野における広域連携の枠組みがありますので、それらを活用することを含め、様々な角度から調査研究を進める必要があります。

ご清聴ありがとうございました。

